

# ユストゥス・メーザーの国家株式論について

—— 北西ドイツ農村定住史の理論化 ——

肥 前 榮 一

「歴史の教訓は以下の通りである。健全な農民層を維持している国民は、たとえ敗北し屈服させられた場合でもつねに、アンタイオスと同様、大地から新しい力を得て再び立ち上がるであろう。そしてヘラクレスがアンタイオスを抱えあげて土地から切り離れたのちに、容易に扼殺することができたのと同様、農民層を消滅させて、すべてを養う母なる大地との人間の絆を断ち切った国民もまた、滅亡せざるをえないのである。」  
(ゲオルク・ハンゼン『人口発展の三段階』407頁)

## 1. ドイツ歴史派経済学の父ユストゥス・メーザー

『郷土愛の夢』の著者ユストゥス・メーザー (1720 - 94年) は北西ドイツの小領邦国家であるオスナブリュック司教領の文人政治家であって、やや遅れて同時代を生きたワイマールの文人政治家ゲーテが『詩と真実』のなかでその業績と人柄とを絶賛したことで知られている。メーザーは創作し、代表作『オスナブリュック史』(1768年)において郷国オスナブリュックの歴史を叙述し、さらにはフリードリヒ大王を相手取って、ドイツ文学 = 言語をフランスの支配に対して擁護する論陣を張った<sup>1)</sup>。

しかしメーザーは同時にドイツ経済学史 = 国家思想史上の巨人でもある。ディルタイは端的にメーザーを「歴史派経済学の父」であるとした<sup>2)</sup>。すでに歴史派経済学の先駆者リストはその『農地制度論』の冒頭において『オスナブリュック史』に見えるメーザーの「国家株式」としての土地所有を論じた<sup>3)</sup>。ロツシャーはメーザーのもうひとつの代表作である小論説集『郷土愛の夢』(1774 - 86年)を「18世紀ドイツ最大の経済学者」の作品として高く評価した。ロツシャーによればメーザーは1. 民衆の日常生活に着目し、2. 下層民と国民全体という両方

1) ゲーテ, 149 - 51, 195 - 96頁。坂井, 2004年。肥前, 2010年。

2) ディルタイ, 302頁。

3) リスト, 1974年, 11頁。リストが引用したのは、メーザー, 付論1, 219 - 220頁である。ザリーンはディルタイと同様メーザーを「歴史派経済学の真の父祖」としたうえで、メーザーの国家株式論を引き合いに出しつつ、「『民主主義者』。リストは『反動家』。メーザーのうちに精神的類縁者を認識した」と指摘した (ザリーン, 257 - 8頁)。

の意味における「民衆（フォルク）」を愛し、3. 歴史的方法を導入した最初の人である。ロツシャーはメーザーの経済学を「18世紀の諸理念に対する歴史的 保守的反作用」をその最も生産的な様相において示しているとする<sup>4)</sup>。

メーザーの農政思想を特徴づける国家株式論はさらに、シュモラーらによって新たに注目されつつ、19世紀末プロイセン ドイツの内地植民政策の基本理念となる。しかしブレンターノは逆にメーザー思想を内地植民政策の「新封建主義」の思想的源流をなすものとして厳しく批判した<sup>5)</sup>。小林昇はそのリスト研究において、『農地制度論』のリストが、その歴史認識の深化をメーザーに負っていることを確認したうえで、メーザーからリストを経て第三帝国の農相ダラーへと流れるドイツ農政思想の深い暗流について示唆した<sup>6)</sup>。

『郷土愛の夢』は、一方ではこのように国家株式論を展開しつつ、古ゲルマンの武装したヴェーレン（フーフエ＝株式所有農民）の自由について論ずるかと思えば<sup>7)</sup>、他方ではあたかもリストの『経済学の国民的体系』やヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を思わせる筆致で経済政策や近代農村工業の精神的基礎を論ずるといふ風に<sup>8)</sup>、ロマン主義と啓蒙主義との間を闊達に往還しているように見える。メーザーは歴史主義的思考法と自然法的思考法とのせめぎあう、潮目に立つ思想家なのである。

以下ではこの『郷土愛の夢』の成立事情に触れた上で、そこに含まれ、その根底をなす彼の

4) ロツシャー、付論3、228-33頁。メーザーの経済学における歴史主義とは、マイネッケによれば、自然法的思考法の支配に対立しつつ「西欧の思考が経験した最大の精神革命の一つ」（マイネッケ、序文）の所産なのである。それは対象を「一般的にではなく個性的に」、したがってまた史的生成において、考察する。ドブシュは「メーザーはドイツ経済史の創始者の一人」であるとし、さらに「ドイツ法制史の基礎を」築いたとする（ドブシュ、23頁）。Hempelは、メーザーの思想が経済思想、国家思想にとどまらず、最広義のドイツ歴史学に対して与えた影響の驚くべき広がりについて伝えている。人口理論におけるマルサスの先駆者であるとする指摘もある（J. M. Schmidt, S. 798f.）。逆に、理論経済学（「科学としての経済分析」）の高みから、「彼が優れた人であったことは疑いえないが、決して経済学者と言える人ではなかった」と断じたのはシュンペーターである（シュンペーター、309頁、註2）。ロツシャーに従いつつメーザーの社会経済観を全体として要領よくまとめた作品として Rupprecht, Zweiter Teil がある。Ouvrierをも参照。さらに Zimmermann はメーザー思想における国家論の経済論に対する優位について語っている。メーザーはまた「ドイツ民俗学の父」でもある（Hofman）。

5) Schmoller, S. 90-101. 肥前、2008年、197-98頁。ブレンターノ、1956年、3-36頁。ブレンターノ、2007年、195頁以下。

6) 小林『著作集VI』、261、268、271頁。リスト、1949年、解説、288-290頁。リスト、1974年、訳者解説、288-9頁。しかしもちろんメーザーはダラーを超えて生き延びている。後述するようにジョン・ハイナルやミヒャエル・ミッテラウアーは戦後にいたって、ヨーロッパにおけるフーフエ農民展開の地理的な東限を論じたが、それがフーフエ制度論を軸としている限りにおいて、明らかに国家株式の所有者としてのフーフエ農民を論じたメーザー思想の延長線上にある。

7) メーザー、作品6、8、15など。

8) メーザー、作品11。

国家株式論について、その内容と意義また問題点をおおまかに説明してみたい<sup>9)</sup>。

## 2. 『郷土愛の夢』の成立事情

司教領の中心都市オスナブリュック市の名望家の生まれであるメーザーは、1740 42年にイエーナ大学とゲッティンゲン大学で法学を学んだ後、1743年に弁護士として、また1744年に騎士団（リッターシャフト）の秘書として、郷国での活動を開始した。出自と能力との双方に恵まれたメーザーはやがて頭角を現し、1747年には国務弁護士（アドヴォカートゥス・パトリアエ）に任命され、1756年には騎士団の法律顧問（ジュンディクス）を兼任する。1762年には刑事裁判所の法律顧問（クリミナル・ユスティツィアル）に任命される。1764年には政府の法律顧問（レギールングス・コンズレント）に任ぜられ、幼年であった司教領君主ヨーク公フリードリヒの摂政を勤める。そしてついに1768年には政府書記官（レギールングス・レフェレンダール）として、国政の中枢に位置することとなる。この地位にあって、彼は終生、オスナブリュック司教領の国政全般に対して大きな影響力を發揮した。七年戦争の打撃からの経済的・財政的・政治的・精神的回復を緊急の課題とする司教領の、司法・立法・行政の3権にわたって、広範な影響力を行使することのできる「郷国の大家父長」として、オスナブリュックに君臨したのである<sup>10)</sup>。

こうしてメーザーの業績の第1に挙げられるべきは、国政担当者としてのそれであったといわれて良い。彼はオスナブリュックにドイツの他地方に認められないほど明瞭に、古ゲルマン人の制度や慣習が維持されていることを認め、ゲルマン法の維持再生に意を用いた。それによって第1に保護されるべきは、安定した財産を所有し、自治組織を通じて国政に参加するとともに軍役、納税等の義務（「輪番義務」）を負う、自由で名誉ある農民（と都市市民）である。1766年に彼は週刊新聞「オスナブリュック週報」を創刊した。そうした農民（を始めとする郷国人）を郷土愛（市民的公共心）の涵養を目的として啓蒙し、公論の担い手たらしめるためである。「著述家という立場がユストゥス・メーザーの場合ほど、著者の外面的な活動や状況から直接かつ明瞭に生じてきたことは、おそらくまれである」と、ディルタイが指摘するゆえんである<sup>11)</sup>。メーザーは言う。「私は望むのだが、農民もまた歴史を利用するべきであり、政治制度が彼にとって正しいものかそれとも不正なものか、またそれはどの点においてであるかを、歴史を通じて見抜くことができねばならない」と<sup>12)</sup>。こうした信念に基づいて、彼はこの「週報」

9) Welker, Bd. 2, 1996, S. 580 657には、18世紀から20世紀にいたる時期のメーザー像の変遷＝研究史が概括されている。

10) Hatzig, S. 25. 以上の略歴については、坂井、2004年、序説および Zimmermann, S. 119の Zeittafel. による。Schröder, S. 4 7. シュレーダー、483 86頁をも参照。

11) ディルタイ、301頁。

12) メーザー、付論2、222 3頁。Renger, S. 27. およびコッカ、207頁。坂井、2010年、81頁を参照。

の編集をみずから1782年にいたるまで担当し、きわめて多岐にわたる諸問題を論じた小論説を寄稿し続けた。そして編集を後任者に譲って後も、寄稿は1792年まで続いた。娘であるフォークツ夫人の編集により、これらの小論説が集成されて生まれたのが、『郷土愛の夢』(全4巻、第I巻=1774年、第II巻=75年、第III巻=78年、第IV巻=86年)である<sup>13)</sup>。出版を引き受けたのは、友人であるベルリンの出版者ニコライである<sup>14)</sup>。

ロツシャーも指摘するとおり、そこで扱われた問題は多岐にわたっているが、その基礎に横たわっている彼のユニークな国家株式論について解説するのが、小稿の課題である<sup>15)</sup>。しかし本題に入る前に、先ずもってディルタイの言う「外面的な状況」つまり国家株式論の社会経済史的・国制史的背景について述べておかねばならない。それはオスナブリュックを含む北西ドイツ農村定住の歴史である。

### 3. 北西ドイツ農村定住史のあらまし

#### (A) フーフエ制度 北西ドイツの農民と奉公人

オスナブリュックを含む北西ドイツにおいては、農民が定住を開始したのは、フランク王国によって征服される以前の旧ザクセン時代(9世紀以前)のことであった。彼らは最古の農村定住者=旧農民(アルトパウエルン)であり、マイアーあるいはエルベあるいはコロンと呼ばれた。そこには後年の中南部ドイツに通例の耕区(ゲヴァン)を持つ集村への発展がなく、長地条型の耕地(エツシュ)を備えたルースな定住形態(ドルツベル)ないし耕地自体が孤立分散した散居制定住(カンブ)が行なわれていた。これがいわゆる「原初村落」であり、まとまった土地区画を備えた散居農場への発展がここから始まる。

しかしこうした北西ドイツと中南部ドイツの定住形態の相違を超えて共通に成立したのがフーフエ制度である。つまり、基本的に3世代共住の直系家族からなる各農家は宅地=庭畑地所有権、30モルゲンを基本単位とする耕地所有権、共有地(特に森林)用益権という3層からなる権利を有し、これが農家経済の再生産を支える基盤となっていた。

しかしながら Monika Fiegert/Karl H. L. Welker, S. 139-175は、新聞購読者層が主として農村の貴族や都市の上層市民等の知識人層に限定されていた(S. 172)ことから見て、こうしたメーザーの農民=民衆啓蒙の意図が望ましい成果を収め得なかったことを伝えている。

13) Möser, Bd. 4 7. メーザー「序 編集者の序言」。以上についてはさらに、Hatzig, S. 4-33. を参照。ちなみに Patriotische Phantasien は英訳するなら Visions of Local Virtue とするのが良いであろうと、ある英語の著者は言う(Müller, p. 158.)。

14) 戸叶, 72頁。

15) シュレーダーは「株式理論は恐らくメーザーの国家思想のうちでもっともオリジナルな要素であろう」と、適切に指摘している(シュレーダー, 497頁)。邦語文献では、小林『著作集 VI』259, 262-4頁のほか、出口, (下), 87頁以下に、国家株式会社説についての先駆的な言及がある。

フーフエはまた観念化されて、共同体株（ゲマインデ・アクツィエ）として観念された。フーフエの所有者のみが共同体のメンバーたり得るといのである。従ってまた村落共同体はフーフエ所有者からなる株式会社（コルポラツィオン）である。

従ってまた、フーフエを所有しない者は共同体のメンバーではあり得ず、奉公人＝下僕（ゲジンデ）となるしかなかった。一子相続制が確立するにつれて、フーフエの非相続権者である次・三男が奉公人となった。こうして農民と奉公人とはフーフエ制の盾の両面であり、奉公人は農民と並ぶきわめて重要な始原的な農村住民なのである。

#### (B) 中世中・後期における農村下層民の諸カテゴリーの成立 奉公人からの上昇

中世中期にはフーフエの分裂が起こった。一方では多フーフエ所有者が現れるとともに、他方では2分の1、4分の1フーフエ所有の零細フーフエ農民も現れたのである。

しかしそれよりももっと重要なのは、奉公人に発する以下の動向である。奉公人は世帯の独立を求めて、あるいは東部植民に参加し、あるいは成立過程にある中世都市へと流出するが、その主要部分は村落にとどまって開墾に従事する。そして上昇して非フーフエ地を経営して、共同体の不完全構成員である様々な農村下層民となるのである。

1. 世襲ケッター（エルブ・ケッター）。ドルツベルのなかに住居を持ち、非フーフエ地を経営する。農民が13世紀初頭に定住を終えるのに対して、やや遅れて10世紀から15世紀前半まで（「世襲小屋の時代」）に定住する下層民である。その住居は屋敷（ホーフ）ではなく小屋（コッテン）と呼ばれる。ケッターとは小屋住みという意味である。しかし彼らは、下層民ではあれ、農村のなかで農民に次ぐ高い社会経済的地位を占めている。

2. 共有地ケッター（マルク・ケッター）。15世紀後半以降の約200年間（「共有地小屋の時代」）に定住した階層である。共有地に入植して共有地小屋（マルク・コッテン）に住み、6-10モルゲンの小土地（カンブ）を経営する。その小屋がもはや村落内になく共有地すなわち森林内部にあること（＝散居的定住形態）がその特徴である。農業よりも牧畜に経営上の比重がかかっている。それは農村過剰人口の最初の現れであり、彼らの定住とともに森林破壊（＝中世の環境破壊）が始まった。

3. プリンクジツァー。16世紀末-18世紀（「プリングジツァーの時代」）に村落周辺や共有地にある荒蕪地（プリング）に入植した、極小の共有地ケッター層。

4. ホイアーリング。16世紀に発生し19世紀前半にいたるまで増加し続けた階層である。世襲ケッター、共有地ケッター、プリングジツァーが、いずれも本来の旧農民でないとはいえ、村落内部あるいは共有地に自分の居住小屋を持ち、また非フーフエ地であるとはいえ耕地を、また共有地用益権を持つ独立の定住者であったのに対し、ホイアーリングは非定住の村落居住者つまり寄留民である。彼らはもはや共同体の不完全な構成員でさえなく、通常農民の屋敷地内に、農民の隠居所やパン焼き小屋などを改造したその小屋と付属地とを賃借りしており、そ

ここに家族とともに居住していた。彼らは小規模な農業のほか、経済的に繁栄するオランダへの出稼ぎ（「オランダ渡り」）やいわゆる「プロト工業」と呼ばれる農村工業（特に麻織物工業）に従事していた。彼らは共同体成員ではなく、国家や共同体に対する共同体構成員＝輪番衆（ライエ・ロイテ）としての「輪番義務」を負わなかった。そして主家である個々の農民の家父長的な庇護下に立ち、自分の姓を持たず、農民の姓を借用した名子であった。従って当然その社会的地位はきわめて低かった。しかし反面、彼らも奉公人から上昇した階層であり、奉公人とは異なり、農民家族の一員ではもはやなく、独立の世帯並びに経営を形成していたのであった。ホイアーリングの急増は政策担当者によって、旧来の農民経済を危機に陥れる重大な要因として深刻に受け止められた。

一方、ホイアーリングの成立する16世紀以降、それまで生涯独身で、やや奴隷的でさえあった奉公人層は、結婚前の一年齢階梯としての、いわゆるライフ・サイクル・サーヴァントとして再編成されて、ヘイナルの言う「ヨーロッパ的結婚パターン」の構成要素となるのである。

こうした農村における定住史の進展と並んで、中世中期以降には都市が発展するが、そこでもまた、商人（カウフマン）や手工業者（ハントヴェルカー）の下に同様の階層形成が進んでいた。農村のホイアーリングに対応するのが都市では小商人（クレーマー）である。これについては後述する。

こうして北西ドイツ農村では9世紀から18世紀にいたるまで、長期にわたる階層分化が進んだのであって、そこに最古の定住者たる農民を頂点に、様々の新参の下層民がヒエラルヒッシュに階梯を形成する「制度化された不平等」の世界が確立する。18世紀後半にメーザーが行政官および理論家として対象としたのは、この農村社会である<sup>16)</sup>。

#### 4. 国家株式論について

さてメーザーの国家株式論は、以上の史的発展を国家形成論として、ユニークな仕方で啓蒙主義の言葉で理論化したものである。これについてシュレーダーは言う。「メーザーは国家は契約によって成立するという自然法の考え方を採用する。しかし彼はそれを『歴史的』な仕方で作り変えるのである。」すなわち、国家はいにしへの土地所有者たちが生命と財産とを守るために始原的な社会契約によって形成した株式会社である、と。またその考えの啓蒙主義的な目的についてゲッチングは言う。「メーザーにとって『株式理論』は、『自由と財産』の理念をオスナブリュックという農業社会の特殊な諸事情に適用し、『グルントヘルシャフト』という『封建的』な核心観念を克服し、その際土地所有者の市民的自由を確保し、同時に農場の資産

16) 以上については肥前、2008年、Iの2を見られたい。18世紀後半メーザーがオスナブリュック司教領に見出したのは、農民を最古の定住者とし、その後成立する様々な農村下層民がその下に累積した、ヒエラルヒッシュな農村社会である。



を保護するための、唯一無二の手段であった」と<sup>17)</sup>。

メーザーはすでに『オスナブリュック史』序文において、「ドイツの歴史は、もしわれわれが共同体の土地所有者を国民の真の構成要素として、その変遷を通じて追跡し、この土地所有者をもって身体とし、この国民の大小の役人は偶然身体に生じた悪い、ないし良い事態と見なすならば、全く新しい方向をとることができる」という観点を打ち出していた<sup>18)</sup>。すなわちオスナブリュックの歴史の真の主人公は、王侯貴族や官僚ではなく「国民の真の構成要素」である農民なのである。この農民の定住史の模写として歴史主義的でありながら、しかも啓蒙思想的な社会契約説による理論化が、国家株式論に他ならない。

メーザー自身それを「自由と財産とを何よりも尊重する立場に立つ理論」と称した<sup>19)</sup>。そしてこの問題についての最良の業績であると思われるハツィヒの研究は、メーザーの国家株式論を第1「自由と財産」の理論、第2「市民の名誉」の理論、第3「寄留民」の理論、という3つの部分に分けて説明している<sup>20)</sup>。以下ではそれを紹介したい。

#### (1) 「自由と財産」の理論

この理論を展開したのが論説「農民農場を株式として考察する」(作品15)である。そこでは国家が社会契約によって成立する株式会社として捉えられている。この論説の冒頭でメーザーは次のように述べている。「われわれは皆、東インドや西インドで交易を行う巨大会社について、何ほどかの知識を持っている。これらの会社が一定の資本を投下した人々から成り立っていることを、われわれは知っている。われわれはこの資本のことを株式と呼び、何人もそのような株式を所有するのではない限り、この会社に所属する者ではなく、そうした株主だけが会社の損益を分担するのだと、まったく明瞭に想定している。私が思うに、こうしたことをわれわれは良く知っており、もし誰かが、キリスト教会に属する者は誰でもすべて東インド会社の構成員であると見なすべきではないか、などと問うたら、もっとも単純な者でさえそれを笑う

17) Schröder, S. 12.; Göttching, 1976, S. 75.; Welker, Bd. 1, S. 380 390. ヴェルカーによればそのアイデアは1767年に始まっている (S. 382 Anm. 871.)。そしてオスナブリュックの特徴的な散居制農民定住様式がそのアイデアを生むきっかけとなったのではないかという (S. 383, Anm. 872)。これは興味深い指摘である。しかしヴェルカーの定住史についての研究史整理は不正確であり、研究史の起点に置かれるべきマイツェンが後に置かれてしまい、しかも、とりわけマイツェンのケルト説を批判して研究史に新しい道を開拓したミュラー=ヴィレの古典的作品に言及していない。肥前, 30 31頁を見られたい。

18) 坂井, 2004年, 155 56頁。

19) メーザー, 作品15の冒頭原註 (175頁)。「自由と財産」は作品6 (60頁)あるいは右の『オスナブリュック史』序文では「名誉と財産」と表現されている。坂井, 156頁。なお, 作品15を補完するものとして後年に書かれた Möser, Bd. 9, S. 140 144, S. 155 161, S. 179 182も重要である。それらはフランス革命の人権思想に対する批判としての国家株式論である。

20) Hatzig, S. 72 81, 123 127, 168 182, 189 192.; Hölzle, S. 172 176.; Epstein, pp. 320 330.

であろう。このような周知の形態に即して考えると、この概念はまったく明瞭である。ところがもし、市民社会をそのような会社として叙述し、すべての市民を一定の株式の所有者と見なし、右のような議論を行うと、たちまち理解できなくなってしまう人が結構たくさんいるようだ。すなわち、人は博愛や宗教によってかの市民社会の構成員になりうるのではないということ、株主すなわち市民と人間一般すなわちキリスト教徒とを混同するや、直ちにこの上なく明らかな謬論に陥るであろうことが、なかなか理解されないのである」と(157 8頁)。

北欧の農民が社会契約に基づいて持つ土地株式(マンズス=フーフエ, 同上, 161頁)は「それによって会社が商業をおこなう」のであり、他の自由財産とは区別されて扱われる。土地株式の所有は所有者の自由と名誉と権利とを基礎づけるものであり、また納税=軍役を始めとする諸義務(輪番義務)がそれと結びついていた。こうした枠組みのなかでは、株式所有の有無を問わない普遍的な「人権」は、株式を持たない株主を想定する、意味を成さない観念である。すなわち、国家のなかにおいて株式を持たない者は、株主すなわち市民とは区別されて下僕(=奉公人)として扱われ、右の自由、名誉、権利を享受できない反面、それに伴う義務(輪番義務)を負わない。こうして「一国の歴史は人類の歴史ではなく、商事会社の歴史であらねばならないというのが、私の変わることなく確信する真理である」とメーザーは言う(付論2, 221頁)。その際第一に、この「自由と財産」の理論は自覚的に歴史叙述のための理念型(「一つの理念的な線」として構想されていた。「完全な直線などこの世のどこにも存在しない。それでも数学者は曲線を測定するために完全な直線を仮定する。自由と財産とのうえに国家の始原的な契約を基礎づける歴史叙述者は、まさに同じことを行なっているのである。」第二に、この理論はまた同時に株主である農民に公論の担い手=市民としての政治批判の能力を与える「実用的な歴史」を提供するものであった。「農民もまた歴史を利用すべきであり、政治制度が彼にとって正しいものであるかそれとも不正なものか、またそれはどの点においてであるかを、歴史を通じて見抜くことができねばならない」(222頁)。

歴史上、このような国家株式会社の理想像が実現されたのは、古ゲルマンの、郷土防衛のヘルバン義務を負う武装した自由な土地所有者たち(ヴェーレン)が「最初の社会契約」=国家契約を締結して国家株式会社を結成してからのちの、フランク王国のカール大帝の時代であり、それはオスナブリュック史の「黄金時代」である。メーザーはこの時代の(オスナブリュックにとどまらず、北欧一般の)「農場定住農民である国民だけから成り立つような、小さな国家」の、規律に裏づけられ桃源郷のように満ち足りた生活を活写している(作品8, 73 74頁)。しかしながらその後、農奴制への発展が始まり、また軍制の変化等にもなう会社の業務の発展につれて、増資が求められた結果、いまや土地ではなく動産や利得によって拠出する者つまり商人や手工業者も株主の権利を獲得する(最初の定住者たちとこれら新参加者との間の第2次的な社会契約による「貨幣株式」の成立)。そして最後に人頭税の拠出が始まり「身体株式」が成立し、これによってすべての「人」が拡大された国家会社のメンバーとなる。ここ



に成立するのが領邦国家である。

しかしながらそれにもかかわらず、彼の描く国制の担い手は、オスナブリュック国の農業国的性格またその税制の性格にかんがみて、とりわけ農民農場所有者であり、なによりもその輪番奉仕への有能さを国家が求めるのである。従って、土地株式＝ヴェーアグートの性格を規定する物権法が人法に優先する。すなわち体僕と自由人との区別は理論的にはさしあたり「度外視」<sup>21)</sup>されるのである。

「農民農場を株式として考察する」の後半では、健全な農民農場の再生維持という基本課題に即して、土地株式の小作人への貸し出しや公的負担と私的負担との優先順位といった、国家株式会社と封建的発展（1人の甲冑騎士による11人の株主仲間の農奴化に始まる）との関連づけ（国家株式論を封建領主の利害と融和させる試み）の問題さらには人法につらなる農奴制の問題が展開されている。そしてそれらは、農民政策的には、「18世紀最重要の社会的テーマ」<sup>22)</sup>であった。

## （2）「市民の名誉」の理論

ここでは土地株式ではなく貨幣株式が出発点をなす。中世都市の発展につれて商人＝手工業者によって担われて、土地に代わる富の新しい形態である貨幣が登場する。そして軍制の変化（ヘルバンに代わる傭兵制の発展）<sup>23)</sup>を主因とする国家会社の業務の拡大につれて必要となる増資の際の新たな対象として、この貨幣的富が土地に続く富の第2の形態としての地位を占めるにいたる。そしてメーザーは土地株式を考察した際にはそれに伴う国家的義務を重視したのに対し、貨幣株式を考察する際にはとりわけ身分的品位＝名譽の要求に力点を置いているとハツィヒは言う。けだし、名譽はそれを享受する商人や手工業者の勤勉あるいは正直さと技能を生む精神的土台だからである。「政治的名譽」は「自然状態」に代わる「市民的結合関係」（Möser, Bd. 5, S. 141）の一属性である。

彼は、1731年の帝国法に見られる手工業の名譽に対する侵害（私生児に対するツunft加入の承認）を拒否する（メーザーの見るところ、そのような承認は、いま流行の「市民愛を犠牲にした人間愛」<sup>24)</sup>の表れに他ならない）。けだしコルポラツィオンとしてのギルドを拠点として、手工業者の身分意識や古来の市民的名譽が再興さるべきだからである。土地株式についてはフ

21) Hatzig, S. 78.

22) Hatzig, S. 75.; Zimmermann, S. 56.; Scupin, S. 144. これについては山崎を参照。ちなみに、メーザーのテキストに内在して、中間権力＝中間団体の意義に止目し、そのうえで中間団体に属さないがゆえに名譽を持たない「漂泊の身」を検出しえたのは、山崎の貢献に属する（山崎, 324頁）。関連してMöser, Bd. 9, S. 146f 並びに下記の註28)を見られたい。定住者＝郷土愛と漂泊（放浪）者＝郷土愛の欠如とは、メーザーの基本的な二分法をなす。

23) Hölzle, S. 174 175.

24) Hatzig, S. 124.; Muller, p. 162 4. 関連して、藤田, を参照。

ランク王国のカロリング王朝期が黄金期であったように、貨幣株式についてはハンザ同盟期 = 「ドイツ商業の黄金期」が過去の模範像を提供する<sup>25)</sup>。

「名誉」は貴族のみならず農民、商工業者などの諸身分団体 (= コルポラツィオン) にそれぞれ固有の尊厳を与え、それによって社会に多様性が生まれ、ヴォルテールの主張とは逆に (作品9)、中央集権的なフランスに見られるような専制主義の普遍的な傾向に対する防壁が構築される。社会制度や法制の多様性の尊重はメーザー思想の最も重要な特質である。「最も優れた国制は王侯から発して、緩やかな階段を下りてゆくものである。そしてそれぞれの段がそれに固有の度合いの名誉を帯びている。」(Bd. 4, S. 32) 商人 (カウフマン) 手工業者 (ハントヴェルカー) 小商人 (クレーマー) という序列が主張される。小商人に対するメーザーの態度は (ホイアーリングに対する態度と同様) 厳しい。これについては後述する。

### (3) 「寄留民」の理論

メーザーの描く国家像のなかで農民、都市民に続く第3のグループが寄留民である。しかも寄留民とりわけホイアーリング層は重要度において都市民を超えて、農民と並ぶ最も重要な社会集団である。論説「古ザクセン人が人口増加に逆らった理由」(作品6) および「寄留民の人口増加が立法に及ぼす影響について」(作品8) はこれについて歴史的叙述を与えている。

彼の見るところ、古ゲルマン人のいにしへの国家はもっぱら農場に定住したメンバーのみで成り立っていた。この輪番義務を負った土地所有者たちは、この公共の負担を同様に担わない者を仲間と認めなかった。すなわち、土地を所有せず負担を担わない者は下僕とされた。従って、農場所有者が罪を犯して処罰されねばならなくなった際に、最も厳しい罰は土地財産の没収だったのである。

だがその後の史的発展の経過のなかで、次第に各種の新農民 = 農村下層民が発生し、ついにはホイアーリングの成立にいたった。この過程で一連の変化が生じた。

第1に、かつて貨幣株主がそうであったように、いまや非定住の寄留民も国家のメンバーとなる。ただし、国家会社の支出の拡大とともに株式資本が増資されざるを得なくなり、不動産 = 土地株式、貨幣的富 = 貨幣株式と並んで、人間の身体が国家会計の第3の項目として組み込まれる (身体株式)。そして国家に対して拠出されるべき給付のなかに、重税である月割り税 (モナーツ・シャッツ) および財産税と並んで人頭税 (あるいは、軽微なかまど税 [ラウホ・シャッツ]) が現れる。傭兵制に代わって一般兵役義務制が発展する<sup>26)</sup>。こうして「いまよどの人もが大国家会社のメンバーとなる。あるいは領邦国家の臣民となる。」

第2に、刑罰の様式が変わる。寄留民に対しては旧農民に対するような土地財産の没収はもはや有効ではなく、身体刑 = 死刑が重要となる。

25) Brandi, S. 68 80特に S. 74 76.

26) Hölzle, S. 175.

メーザーは行政単位としての教区のなかで農民の支配の下で、寄留民がその義務負担能力の無さに応じて無権利にとどまるべきことを力説し、さらには古ザクセン人の見解として端的に「これらの害虫を駆除」すべしとさえ説く。

これらの論説のなかでメーザーが非定住のホイアーリングを描く「どぎつい色彩」またその論調の「強い土の香り」に「同時代や後世の評者たちは、繰り返して不快感を覚えた」。しかしそれは為政者として、「新しい行政令のための指針を得る」ために、歴史から学ぶことの必要をメーザーが確信していたことによる、とハツィヒは言う<sup>27)</sup>。「人口増加は彼にとっては、(健全な農場農民に過大な負担を強いることによってそれを疲弊させるという意味で) 疑いなく司教領の重要な死活問題である。それに対処するという大目的には、大きな犠牲が必要だったのであり、そこで彼は断固とした健全な手段を支持するのである」と。

ホイアーリングと並んで厳しく取り扱われるのが小商人(クレーマー)である。すなわち、輸入業者であり、有害無益な小間物や奢侈品(火酒、コーヒー、茶、砂糖)あるいは近代のマニュファクチュアの画一化された製品の輸入によって民衆の良俗を乱し、国内経済に害をなす、寄生的でいわば前期的資本である小商人には名誉が与えられない。彼らは商人や手工業者のような貨幣株主ではない。小商人はしばしばユダヤ人である行商人であり、郷土したがってまた郷土愛を持たない。彼らはいわば商業における寄留民 = 非定住の放浪者なのである。こうした「ユダヤ人その他の行商する小商人」(Möser, Bd. 4, S. 162) についてメーザーは言う。「いにしえの人々は小商人が農村にやってくるのを許さなかった。彼らは市場の自由の許可の点で厳格であった。彼らはユダヤ人を当司教領から追放した。ではなぜそのように厳格であったのか? 明らかに、農民が日々刺激され、誘惑され、そそのかされ、騙されることがないようにという配慮からである。いにしえの人々は、接触しさえしなければ誘惑されることもないという、実践的な原則に立脚していたのである」と。(Bd. 4, S. 188) また別の個所では、「商業する愛郷者」と「貧しい行商人」とが(Bd. 4, S. 189) また「穀物を買占めるユダヤ人(コロンユーデ)」と「愛郷者(パトリオト)」とが端的に対置されている。(Bd. 5, S. 53,55)<sup>28)</sup>

27) Hatzig, S. 169 170. なおメーザーのホイアーリング政策については、平井、第2章が有益である。七年戦争後の食糧危機に対応し、メーザーを中心として領邦行政当局による救貧制度の整備が急がれ、ゲマインデの救貧責任が定められ、物乞い、浮浪民、盗伐者が追放された。作品8(77頁)に示されたような教区機関の夢は実現されたのである。

28) Hatzig, S. 126.; Muller, p. 168 170.; Rupprecht, S. 43 51, 62, 139 144.; Hofman, S. 130.; Runge, S. 30 32, 36, 39.; Wagner, S. 143 161. メーザー、作品12では、小商いが技能を必要とせず、そもそも市民団体の構成員による専業たりうるに値しないもので(117, 118頁)、「手工業者やその妻の慰み事」(118頁)ないし「愛郷者(パトリオト)である商人の片手間仕事」(121頁)にとどまるべきであり、現今の専業の小商人たち(「小さな泥棒鳥[ハゲタカ]たち」(122頁)が内部淘汰されて消滅し、やがて手工業者の副業という本来の姿に戻ることを望ましいこととしている。以上が作品12の主旨である。一方、小商人と根本的に異なるのが手工業者である。手工業は優れた教育機関でもあり、幼年期より職業教育によって育まれる「正直さと技能」が手工業を支える「資本」である。

そして「名誉と勤勉」は対語である (Möser, Bd. 9, S. 144)。したがって、そうした条件を欠く小商人には、名誉ある身分への上昇はありえない。

ところが作品<sup>12</sup>の訳者である原田は、興味をもって選んだはずのこの作品の論旨に逆らって、その主旨を相対化するような「解釈」を提示しようとする。すなわち原田はメーザーの「小商人が自ら再び手工業へと身を翻すよう促され」という必ずしも文意の明瞭とはいえない片言隻句 (122頁) のみによって、これを「小商人はその仕事内容、機能・役割ゆえに批判されており、それさえ変えれば(?) 上位の手工業者にも転換できる (sic!) とされている」と誇大に解釈し、さらに進んで「彼の思想には血統主義や人種主義といった性格が希薄であることが分かる」とし、「元のメーザーの思想の中にナチスのユダヤ人差別思想のようなもの(?) があったかどうか、なお慎重に検討する必要がある」と語っている (原田, 332, 352頁)。メーザーの小商人論には機能論的契機つまり前期的資本批判という重商主義的要素が含まれているのは確かであるけれども、だからといって愛郷者による放浪者批判というその本来の核心からはなれて機能論に単純化することは許されないであろう。原田はみずからの翻訳担当部分でロツシャーが推奨する「行商人 (パケットレーガー) を告訴し、弁護し、そして最終判決を下している諸論考」(付論3, 265頁) だけでも検討する労を惜しむべきではなかった。そこではメーザーは行商人にも郷土との何らかの結びつきを求めている。すなわち、外国人である行商人も、もし彼らがみずからの郷土でみずから生産した産物売り歩く場合には許容されるのである (Möser, Bd. 4, S. 194-197)。これがメーザーの結論であり、その反ユダヤ的含意は明らかであろう。小商人はあくまで「配慮の対象として選ばれた」(マイネッケ, 36頁) 存在にとどまったのである。「小商人」(クレマー) は「商人」(カウフマン) Großhändler あるいは Grossisten と対立する Kleinhändler あるいは Detaillist であり、かつては独自のイヌングを有したとされるが (Vgl. Art. Krämer. In: Meyers Großes Konversations Lexikon. 6. Aufl., 1908, Bd. 11, S. 564) その実態の把握も今後の課題でなければならない。「ナチス」については後述する。

[補注] 小稿作成後、原田、2011年に接することができた。メーザー研究の新文献であり、出口、小林ら経済学史家による日本のメーザー受容の早史が手短に叙述され、啓蒙の弊害たる画一主義・専制主義の批判=多様性尊重論に力点を置く自説の枕にされている。またロツシャーが取り上げられており、バランスよく経済学者メーザーを論じているロツシャーの論文から、多様性論という契機だけが強引に取り出されている。これについて、とりあえず以下の3点の問題点を指摘しておきたい。

第一に、経済学者メーザーを論ずるに当たって、彼のどの作品を先ず重視するべきかについて。歴史派経済学との関連を考慮する限り、原田のような接近方法では、メーザーは力を失い、単なる「小」思想家 (バイザー, 721頁の「訳者あとがき」) のひとりになってしまうのではないが、多様性尊重論がメーザー思想の重要な特徴であるのは確かである。しかしながらそのまえに、実はメーザー自身が、大地から力を汲み取るアンタイオスであることを忘れてはならない。すなわち、歴史学派の父である経済学者メーザーに固有の魅力は、農民が主役を演じるオスナブリュックの農村定住史という彼に固有の基盤に根差す、そのローカルな「わが郷土特有の土の香り」(フォークツ夫人、メーザー、序、4頁) にあり、リストやハックストハウゼン、ロツシャーはもとより、内地植民政策思想におけるシュモラーやブレンターノもまた、こうしたメーザーの「土の香り」からそれぞれの仕方でも灵感を得たのであった。ペロウがいみじくも指摘しているとおり、ハンゼンやゾーンライらの新ロマン主義もその延長線上に現れている (Vgl. Below, S. 113f., 128, Anm 2.). 例えばゾーンライは「農業労働者に郷土愛を」涵養する内地植民政策の意義を、「国民経済学の新課題」として強調している (Sohnrey, S. 60)。リールの農民論を継承するアモンは、「社会人類学」の観点から、都市の不健全な知識人や工場プロレタリアートと対比しつつ、「土臭く不器用だが、心底から健全な農民」を「人口の源泉、若返りの泉」(Urquell und Jungbrunnen der Menschheit) として賛美した (Ammon, S. 8, 10, 11, 28, 34)。彼らはまたこそって、農民の国防力 (Wehrkraft) としての意義を強調した (Sohnrey, Kap. VIII; Ammon, S. 26; Dade, S. 70f.). ダーデは内地植民政策の軍事的意義を指摘している



(Dade, S. 72f.)。

ブランディ選定作品に拠る、いささか古拙ながらバランスの取れた出口の総合的なメーザー研究は、もとより尊敬すべきものであるが、小林のそれはとりわけ、リストの歴史主義的な作品である『農地制度論』研究の一部分であることによって、かえってより明確に「大」思想家メーザーへの途を切り拓いたのである(小林が最も重要なメーザー作品として取り上げたのは、国家株式論をはじめとする農民農場制度に関わる作品<sup>14, 15, 17</sup>であり、いずれも「土の香り」の強い作品ばかりである。そしてそれは小林の経済学史研究における経済史重視[「経済史研究における経済学史的接近」]の当然の帰結でもある)。作品6, 8(寄留民論)もその不可欠の構成要素である。この基本点を踏まえたくて、さらに進んで主著『経済学の国民的体系』のリストや宗教社会学のヴェーバーに先んじた作品(とくに作品11)が検討されるべきであろう(この点については註33および註37を見られたい)。そしてそこではじめて、メーザーの啓蒙主義者としての側面に光が当てられ、小林のメーザー理解の狭さが問われることとなるであろう。歴史派経済学の源流に立つメーザーを論ずるに当たって原田が、こうした手続きを踏むことなく、また原田にとって必須の重要性を持つはずのいくつもの2次文献をさえ参照することなく、唐突に「多様性」なる非歴史的な契機を偏重するのはなぜか。そもそも原田の作品選定の基準は何か。例えばハックストハウゼンが農民解放論のなかで、フランス的な普遍法 = 「プロイセン一般国法」に對立して地域法(Statute)を重視した場合(肥前, 157 9頁)、ハツィヒが国家株式会社論の一部をなす「市民の名誉」の理論を展開した場合(Hatzig, S. 126)には、農村定住史論の系論として反専制論 = 多様性尊重論が、具体的にかつ適切に活かされているように思われる。

第二に、小林のメーザー研究の動機について。原田が指摘するように、小林が戦後の啓蒙主義的で高踏のないいわゆる進歩的文化人に対して懐疑的な態度をとったのは事実であるが、原田のようにそれが彼のメーザーへの接近の主要な動機であるかのように言うのは事実無根である(原田, 373, 374, 386頁)。小林の『農地制度論』研究はすでに戦中に始まっており(リスト, 1974年, 4頁)、生死の境をさまよい、自己を奴隷として自覚した、ヴェトナムにおけるその戦争体験と不可分に結びついてきた。そしてそこでのメーザーへの接近 - 批判的接近! - はその体験を「経験」(森有正の意味での)に高めようとする志のなかから生れたのである。小林の言う「『国民的体系』の普遍性と『農地制度論』の民族的閉鎖性ととの対照」(リスト, 1974年, 288頁)のなかで、前者をはるかに越える後者の深い歴史主義の思想的源泉に対する関心、並びにそれと表裏をなすナチスの農民政策の思想的源泉に対する関心が、小林のメーザー接近の根本的な動機をなしている。例えば先に引用したペロウの重要な指摘も、小林のいちはやく重視するところであった(リスト, 1949年, 289頁)。他方でまた小林が丸山真男に対して敬意を表したことを竹本洋は注意深く記録している。小林は戦後啓蒙に対する懐疑からメーザー研究に進んだのではまったくなく、彼にとりわけ特徴的な諦念から、一般的に「経済学史という地味な領域」における「孤独な知的営為を志向」するにいたったのである(竹本, 29, 32頁)。原田が出口、小林、ロツシャーによりつつ、「多様性」の経済学者に関する奇抜な自説を展開するのは自由だが、それを裏づけるために小林の動機をゆがめてはならない。

第三に、多面的接近の必要について。以上に関連しつつロツシャーの作品についてさらに一言すれば、それがメーザー論の古典的名品であることは疑えないが、そこには同時におのずからなる限界(時代的制約)もあった。それについて、かつて私は次のように書いたことがある。「リストやヴェーバーについても言えることだが、一流の思想家に内在する「毒」はまたその思想家の魅力ないし教訓の源泉でもありうるのではないのか。毒を抜くことによってその思想を擁護できるかのように考えるのは、私たち凡庸な後進の錯覚に過ぎない。ロツシャーが幸福にもまだ言及しないですんだメーザーのこの毒にマイネッケ(株式を所有しえない下層民に対して「残酷」な、メーザーの「苛酷な学説」について明言した)のみならず、ブレンターノや小林が目を開ざすことができなかつたのは、彼らが十九世紀末 - 二十世紀前半のドイツ史の重い現実を生き、あるいは直視したからである」(肥前, 295頁)。この意味で、ロツシャーの農民観が、ハンゼンと並ぶ人口農本論者ゾーンライヤダーに受け

こうしてメーザーの国家株式説を支える3つの大きな社会集団は農場定住農民（並びにケッター、プリンクジッター）、都市市民（商人、手工業者）、寄留民（ホイアーリング、小商人）であり、彼らの相互関係を規定するのが2重の社会契約である<sup>29)</sup>。「第1の社会契約は最初の入植者すなわち国家のなかで農業を営む農場農民である土地株主が相互に取り結んだものであり、第2の社会契約は彼ら土地株主が後からやってきた者すなわち都市市民や農村下層民に許容したものである。」そして寄留民は財産＝株式を持たないがゆえに（あるいは身体のほか株式を持たないがゆえに、したがってまた郷土愛を持ちえないがゆえに、そしてまた専制政治の基盤となるがゆえに）、市民たりえない（あるいは不完全市民でしかありえない）と言うのである。フランス人もまた、ルソーの主張に反して、理論上はともかく実践においては、「株式を持つ市民」を「人間一般」から区別している<sup>30)</sup>。

以上に見たように、「彼の見解は本質的に、オスナブリュックの状態を反映したものであり、国制を農場農民と市民との代表組織として考察するものである。それは寄留民を顧慮しない。けだし、寄留民はオスナブリュックでは身分代表を持たず、それへの要求を掲げないからである。」<sup>31)</sup>

---

継がれている（林，159-160頁，248頁以下）ことも見逃せない。（例えば Dade, S. 74における「農村と都市，農業と工業の調和の取れた関係」の意義を説いた「ドイツ国民経済学のアルトマイスター、ヴィルヘルム・ロッシャー」に対する賛辞と、それに引き寄せた「労働者と資本主義との一面的支配」に対する特徴的な批判を見よ）。ロッシャーの農民観が人口農本論の源をなしていることは，Sohnrey, S. IVf. や林，90頁の註からももうかがわれる。ダーデは恩師ロッシャーの『農業経済学』の第13版並びにとりわけ第14版の立ち入った改訂増補を行なって，人口農本論的な内容を新たに盛り込んでいる（Roscher, 1912, Vorrede）。こうして，むしろロッシャー自身がメーザーとダレーとを結びつける連鎖の有力な一環をなしているのである。ヴェーパー，1955年は根底的な方法論的批判である。

かつて小林はこう書いた。「(リスト研究のためには) 文献の読破のための不断の労働と，多方面からの分析視角と，独断や過剰解釈に陥らないための慎重さと，歴史的研究をわれわれの実践につなぐ新鮮な問題意識とが，とくにきびしく要求されるのである」と（小林，1966年，ii頁）。われわれのメーザー研究もまた，先学のこの要請と真摯に向き合うなかから出発するべきではないのか。

29) Hatzig, S. 177-178.; H. Zimmermann, S. 16-18.; Peter Schmidt, S. 122-123.

30) Hatzig, S. 177. シュメルツアイゼンの法理論的な批判的考察も，「2重の社会契約」がオスナブリュックの史的現実の反映であることを強調して，「始原的な社会契約が，単に索出のための補助手段としてのみ考案されたのであれば，このような区別は必要でなかったであろう」と指摘している（Schmelzeisen, S. 256, 271-2）。

31) Hatzig, S. 178.; Rückert, S. 65. Knudsen はこうした寄留民の観点から「制度化された不平等」（p. 29）のメーザー的世界に迫った作品で，数多あるメーザー文献のなかにあって異彩を放っている。メーザーは農村の貧民の状態改善に努めるよりはその差別と排除を主張した，とする（p. 127; Rupprecht, S. 95）。19世紀前半のライン州で「木材窃盗取締法」に関して農村の貧民を擁護した若い日のマルクスが想起される。

ちなみに，メーザーによって市民権を拒否された寄留民＝ホイアーリング層は，19世紀に再編されて北西ドイツ農村社会の有機的な構造要因となる。メーザーの危機意識をとりわけ掻き立てたであろう新型の「借家人ホイアーリング」は資本主義の発展につれて，外部へ流出してしまい（W・コン



しかしまさしくこの点において、すなわち寄留民の処遇について、彼の社会理論は「首尾一貫性のなさ」を露呈する。当初メーザーは、少なくとも領邦高権のもとで最終的にはすべての人が国家会社のメンバーとなるのであり、寄留民はその身体を株式として投下したのであると主張していた（作品15, 160頁）。これに対して晩年のメーザーが国家株式論によって改めて人権思想とたたかったフランス革命期にいたっては、領邦議会に代表を送っている農場農民と市民のほかには「端株を分有する多数者」についてしか、もはや言及されなくなっているのである<sup>32)</sup>。

#### (4) 評価と問題点

さて、以上のようなメーザーの国家株式論をどのように評価すればいいのであろうか。先ず王侯貴族や官僚をではなく農民 = 民衆をはじめて歴史の主人公に高めたことは、啓蒙思想家メーザーの不滅の功績である。メーザーの主人公は、不正な政治を批判するために歴史から学ぶ能力があり、「自由と財産」を享受し、名誉ある輪番義務を担うフーフエ農民である。それはドイツ史にとどまらず、広くヨーロッパ社会経済史の「人類学的基底」(エマニュエル・トッド)をなす存在である(ちなみに、この場合の「ヨーロッパ」は、フーフエ制度が展開した地域のみ[ヘイナルやミッテラウアーによれば、聖ペテルブルク トリエステを結ぶ線より西の中西部ヨーロッパ]を指す。メーザーはしばしばこれを「北欧」と呼んだ。従ってそれはたんなる地理的な概念ではなく、すぐれて社会経済史的な概念である)。フーフエ農民はその労働規律と経済的豊かさまたとりわけ公共心(郷土愛)によって際立っており、その生み出す多様

---

ツェの言う「ペーベルからプロレタリアートへ」!), 農村には旧来型の「小作人ホイアーリング」が残った。そして社会政策理念が発達した世紀末には、プロイセンの内地植民政策に関連して、農民ホイアーリング関係はG・F・クナップにより「全ドイツでも最良の労使関係」とされ、東エルベへのその導入可能性について、K・ケルガーやM・ヴェーバーらによって検討されるまでになるのである(肥前, 63, 71 72, とくに199頁以下)。この意味では北西ドイツ農村社会の現実、寄留民論におけるメーザーの視野狭窄 = 危機意識の過剰を越えて進んだと見なければならぬ。近年の批判的ドイツ史学は大きな視野のなかでこの点に着目している。すなわちホイアーリングの結婚パターンが農民のそれに類似していたとするH・メディクのメーザー批判(肥前, 85頁, 註149, 87頁, 註167, 84頁, 註138)は、19世紀末初期ヴェーバーのポーランド人移動労働者によるドイツ人農民の「駆逐」理論に対するK・パーデの批判(註47を見よ)に対応しているのである。

32) 註19)に挙げたフランス革命期の諸論考。Hatzig, S. 178 179.; Knudsen, p. 169 170. リンクもまたこの点でメーザーが「一貫していない」ことを認めている(Link, S. 34)。メーザーのフランス革命批判については、バイザー, 576頁以下を見よ。『農地制度論』におけるリストのフランス革命ないしジャコバン主義批判は、平等主義が専制的な官人支配を生むという認識において、「市民の名誉」の理論におけるメーザーと完全に軌を一にしている(リスト, 1974年, 23 24頁, 116 17頁)。メーザーがフランス革命の平等思想 = 人権思想を批判する際の理論となった国家株式論は、1849年のフランクフルト国民議会では、階級選挙法を支持する論拠として登場した(Schröder, S. 14f. u. Anm. 24)。

性に満ちた法治主義の慣行は近代市民社会にとって必須の歴史的な前提であった（不平等それ自体も「制度化」されることによって、長期的に見れば、逆説的にも克服の道を歩むこととなる）。マックス・ヴェーバーのヨーロッパ論やヘイナル、ミッテラウアーの「ヨーロッパの結婚パターン」の提起に先立って、メーザーは初めてこのようなフーフエ農民を中心に成り立つ社会をそのまったき多様性において光のなかに置くことによって、社会経済史から見たヨーロッパの世界史的特質を見事に浮き彫りにして見せた。これは確かに偉業であるといつて良い。ロツシャーはそれをドイツ経済学史、史学史上「画期的なこと」として賞賛した。モエスのように「真のコペルニクスの革命」、「ドイツ史の民主主義的把握」について語ることもできよう。18世紀オスナブリュックの法治社会、それを支える農民大衆の相対的な豊かさや独立性は、批判的なクヌーセンでさえ、これを認めざるを得なかったのである<sup>33)</sup>。

だが同時に、その農民論が問題の多い、苛酷な寄留民論と不可分に結びついていたことを忘れてはならないであろう。光が輝かしければ、影もまたひととき濃いのである。

ロツシャーが指摘するように、メーザーは「自由を擁護して平等思想と戦った」のであり、「あらゆるプロレタリア的な人口増加に対する最も断固たる敵対者として一貫している」のである。マイネッケはハツィヒよりも厳しく、それを「私生活ではあれほど親切でお人好しだったメーザーも、こういう点では苛酷、いな残酷にさえなりえたのである」と表現している<sup>34)</sup>。メーザーは確かにドイツ啓蒙主義（「身分制的啓蒙主義」）の一方の旗頭であったが、その啓蒙

33) ロツシャー、228-233頁。Jean Moes, 1989, S. 11.; J. B. Knudsen, p. 134 5.; Sheldon; Sellin, S. 26, 38. コッカ、205, 207頁。シュレーダーもまた「ゲノッセンシャフトの民主主義」について語っている（J. Schröder, S. 38-39.）。それだけでなく、さらにメーザーは、近代農村工業の宗教的基礎を論じた重要な作品11をはじめ、ホイヤーリングのオランダ渡りを肯定した作品2（柴田を参照）またクライス連合に関する作品7（原田、2009年、を参照）のような、彼の思想の核心をなす国家株式会社論の枠組みから逸脱して、本来の啓蒙主義の世界に回帰した作品群を残しているのである。主著のリストや中・後期のヴェーバーの先駆者としてのメーザーがここにはある。近年のメーザー評価はむしろこのことに関わるのであろう。なお本文中の「ヨーロッパ」の範囲についてはさらに、肥前、2008年、13-15頁、21頁註13を見られたい。

34) ロツシャー、233, 242頁。マイネッケ、57頁。エプシュタインは「メーザーは不平等を積極的な善と見たのであり、必要悪と見たのではない」と指摘している（K. Epstein, p. 325）。これは誇張ではない。メーザーの多様性尊重はこのような不平等観と不可分に結びついていた。メーザーにおいては「平等」もまた「コルポラティブ」なものにとどまったのである。それは多かれ少なかれ不平等を是認したドイツの同時代の自然法国家理論のなかでも、メーザーに特有のものであった（J. Schröder, S. 21, S. 34）。

ちなみに、マイネッケがメーザーの寄留民論に見出した苛酷さを、ブレンターノはメーザーの農民論そのものに見出している。いわく「メーザーにとってもっとも重要なのは、農場を耕作する人間ではなくして、人間が耕作する農場である」と（ブレンターノ、31, 33頁。なお林、121-2頁をも参照）。しかしヴィティッヒによれば、人と土地とのこうした関連はフーフエ制度そのものの属性に他ならなかった。それは一面において農場の労働規律の進化に貢献したのである。この点については肥前、46, 86, 112, 115頁を見られたい。

主義は農場農民（と市民）を対象とするにとどまり、寄留民は対象外とされてしまう<sup>35)</sup>。

## 5. 市民社会論史のなかの国家株式論

ところでメーザーの国家株式論の社会契約説 = 市民社会論史に占める位置はどのようなものであろうか。最後にこの点について一言しておこう。

ゲッチングやクヌーセンは、メーザーが国家株式論においてロックの社会契約説と共通性を持ちあるいはそれを継承していることを示唆している<sup>36)</sup>。ゲッチングによれば、メーザーの論説「農民農場を株式として考察する」の冒頭の原註（作品15, 175頁）に見える「自由と財産とを何よりも尊重する立場」とはロックのそれに他ならない。クヌーセンは同様にロックとの類似性を示唆しつつ、封建的 = 身分制的な本質を持つメーザーの国家株式論がリストやロテック、ヴェルカーらリベラルに影響しえたのは、メーザーにおける啓蒙主義的契機によるのではないかという<sup>37)</sup>。確かにロックの『統治二論』はホッブスに始まる「所有的個人主義」を特徴づける株式会社論の性格を持つと解釈されており、その解釈はトーニーやスティーヴンその他の有力な研究者の解釈によって裏づけられている<sup>38)</sup>。しかしマクファーソンによれば、ロック

35) メーザーの寄留民論は、より一般的なレベルでは、プロレタリアートを生み出す近代資本主義的市場経済に対する保守主義的な批判を意味したとも言うるであろう (Muller, p. 177 8)。メーザーよりほぼ半世紀の後に、メーザーから深く学んだハックストハウゼンは、「郷土愛」と結びついたドイツの村落共同体 = 株式会社 (コルポラツィオン)、「種族愛」と結びついたロシアの村落共同体 = 組合 (アソツィアツィオン) というユニークな観点から独露比較を行なったが、前者が生み出す寄留民プロレタリアートへの恐怖から、それを生まない後者を前者に勝るものとして評価するにいたり、このことによってロシアのナロードニキ思想に大きな影響を及ぼした (肥前, II, 1, 3 を見られたい)。

36) Götttsching, 1978, S. 56 Anm. 17, S. 64, ff.; 1979, S. 110.; Knudsen, p. 27, 150, 159, 169 170. ゲッチングはロック, 第2篇, 第8章97 (267頁), の「原本契約」および第9章123 (289頁), の「万人が彼と同じように王であり」の個所を引用している (Götttsching, 1977, S. 104. をも参照。この論文では、メーザーに対する「ジョン・ロックの権威ある代父としての関係」について語られている。S. 112)。関連して Muller, p. 172 3 を見られたい。

37) 関連して Hempel, S. 43 52. を参照。特にメーザーのリストに及ぼした影響については Grywatsch, S. 287 292. および Ouvrier, 52 55. を見よ。商業論におけるリストの先駆者としてのメーザーについては Rupprecht, S. 128ff. また統一関税論におけるリストの先駆者としては Sheldon, p. 114, 123. 並びに Runge, S. 154. を参照。これらの文献はメーザーとリストとの継承関係を、リストの『農地制度論』のレベルでのみならず、より総体的に、その『国民的体系』のレベルでも検討することを求めているように思われる (諸田の重要な問題提起に関連して)。メーザー, 作品11は付論3のロツシャー論文とともに、そのためのひとつの手がかりとなるかもしれない。出口, 前掲論文 (下), 89 91頁, 田中, 1980年, 64 65頁および註49にあげた若尾論文をも参照。

38) マクファーソン, 223, 277頁。トーニー, 下巻, 83頁。スティーヴン, 下巻, 14, 16頁。さらに、ディキンソン, 65, 126 27, 132頁。

においては人間一般（人権）と株主（市民権）との関係が曖昧なままに残されていたのであった<sup>39)</sup>。

他方でルソーは『人間不平等起源論』において、(メーザーのように始原的社会契約の時期を中世初期北欧に求めるのではなく)旧石器時代一般を人類の本来的時代とすることによって人類学者レヴィ＝ストロースらに靈感を与えた。そこではロックの場合とは対照的な私有財産に対する敵意が示されている<sup>40)</sup>。「自由と財産」ではなく、「自由と平等」がルソーの言葉であり、ルソーはアソシアシオン論の源流に位置する思想家なのである<sup>41)</sup>。しかしながらそれにもかかわらず、『社会契約論』においては社会契約の基本課題が抽象的に「各構成員の身体と財産を、共同の力のすべてをあげて守り保護するような結合の一形式を見出すこと」とされており<sup>42)</sup>、「人間（身体）と市民（財産）との矛盾」の克服は、実はルソーにあっても容易に解きがたいアポリアであったのである<sup>43)</sup>。ゲッチングは、ルソーとメーザーとの対立を強調しすぎることに對して警告を発しているが<sup>44)</sup>、これは少なくとも両者の社会的背景の共通性に関しては十分に理解しうるものである。

メーザーの国家株式論の特質は、一方では市民社会的な社会契約説を封建的＝身分制的な領邦国家オスナブリュック農民社会の史的展開を把握するための理論として導入した点にあると同時に、他方では市民権と人権との関係におけるロック的な曖昧さ、ルソー的な抽象性を払いのけ、オスナブリュックの史的現実に立脚しつつ、市民権の人権に対する優位を行政原則として「断固として」(ハツィヒ)主張した点に求められるように思われる。それはメーザーの「現実主義的保守主義」(フーパー)の表れに他ならない。ただし、メーザーにあっては「国家の真の基礎は、財産であり人間の権利ではない」からである<sup>45)</sup>。

39) マクファーソン, 224 25, 273 276頁。これに對して、ロックにおけるそうした曖昧さはいわば象徴に過ぎず、人間を「神の目的」を果たす義務を負って創造された「神の作品」と見る彼の宗教的人間観に照らしてみる限り、ロックにおいては「生命・健康・自由・財産」からなる広義の「プロパティ」観(=「プロパティ」を「神学的義務の基体」と見る)が明確に優越しており、かつそのことが彼の正統性論と抵抗権論に通じているとする解釈が行なわれていることが重要である(加藤「解説『統治二論』はどのように読まれるべきか」、ロック、前掲訳書所収, 399 401頁)。一方メーザーにあってはその明確に狭義に解釈されたプロパティの所有主=市民は神の前の人間ではなく、あくまで社会のなかの人間である(Brünauer, S. 72 73を参照)。

40) ルソー, 1972年, 「解説」267 70頁。福田, 143 44, 151頁。

41) Rupprecht, 12f. 平田, 8 9頁。

42) ルソー, 1954年, 29頁。傍点は引用者による。

43) 福田, 143 44, 151, 209頁。

44) Göttsching, 1978, S. 71, Anm. 45. ルソーとメーザーとの共通性についてはなお Moes, S. 21f 無論、メーザーの基本的な政治思想的体質はルソーのそれに対立し、むしろモンテスキューのそれに対応しているのだが(S. 17)。メーザーの社会契約は始原的には、いわばルソー的な民主主義とモンテスキュー的な自由な法秩序とが支配する「所有者クラブ」をめざしていた、とモエスは言う(S. 23)。

45) Huber, S. 158. バイザー, 573 4頁。

しかしながら、その主張が現実的であり歴史具体的であればあるほど、株式を持たず従って市民権を持ち得ない寄留民を描くメーザーの画像は、ますますマイネッケの言うような「苛酷な」色合いを帯びてくるのであった。それはカントを奉ずるクラウアーによって人権を擁護しつつ、まさしくその歴史具体性を批判される<sup>46)</sup>。メーザーの国家株式論は一面では広く英仏の市民社会論に通ずる全ヨーロッパ的な普遍的妥当性（自由を支える私有財産と法治社会との維持の意義の強調）を持つと同時に、他面では寄留民に対するその明確に反人権的な「苛酷さ」において、20世紀前半のドイツの破局へと導いたドイツの発展の「特殊な道」の一要因を思想的に準備することともなったのではなからうか<sup>47)</sup>。モエスは『オスナブリュック史』が現今の歴史家論争に寄与することは少ない」とし、メーザーのアクチュアリティのナチス的なそ

46) Clauer, S. 197 209. S. 441 469.; J. B. Knudsen, op. cit., p.172 173.; Brandt, S. 176 191. またメーザー、作品19を見よ。クラウアーの批判に対してメーザーは反論するが (Möser, Bd. 9, S. 155 161), それは基本的に、株主の持つ市民権の人権に対する優位を再説するものであった。しかもそこではもはや「身体株」については触れられていない。

ところで、論説「農民農場を株式として考察する」(作品15)についてゲッチングは言う。「『貧民や名譽のない者たち』を排除し、株式を持たない者(非所有者)を『下僕』として区別することがどれほど苛酷に思えようとも、そうすることによってメーザーは単に当時支配的であった理論の軌道の上を動いていたに過ぎない」と(Götttsching, 1977, S. 99, Anm. 22.)。しかしながらそうした区別が現実の西欧市民社会のなかに存在したのは事実であるとしても、ルソーはもとより、ロックもまたメーザーほどの明確さと具体性をもって反人権的な寄留民論を展開しているであろうか。註39に言及した加藤のマクファーソン批判(株式会社説=狭義のプロパティエ論がロックにおいては結局は優位していたとするマクファーソンの解釈への批判)は逆のことを示唆しているように思われる(メーザーとロックとの相違については、なお Knudsen, p.169 170をも参照)。そして仮にロックについてのマクファーソンの解釈に立った場合でも、ロックやルソーは人間一般と市民との乖離という現実のうちに、普遍的な啓蒙の人権思想から見て容易に解きがたい難問を見出し、従って曖昧ないしは抽象的たらざるを得なかったのではなからうか(ロックの場合はその時代背景=資本主義発展の初期性のゆえに、未だ曖昧でありえたとはいえる。田中、2008年、11頁並びに生越、148頁をも参照。それでもロックの曖昧さについて指摘されている。ロックとメーザーとの違いについては、パイザー、575頁も参照)。そして逆にメーザーが明確さと具体性を獲得しえたのは、彼が行政官の現実主義に支えられつつ、普遍的人権という啓蒙思想の「軌道」から逸脱することによってではなかったであろうか。メーザー寄留民論の特質はゲッチングのように18世紀に「支配的であった理論の軌道の上」にはなく、ロツシャー論文の副題にうたわれているように、それに対する「歴史的 保守的反作用」もしくは「反動」として理解さるべきものと思われる。

47) プライスターは、「啓蒙と悪平等化」に抗して「われわれの第三帝国」の思想的「先駆者」となったメーザーの「ドイツの本質の永遠の発展に対して与えた根本的な貢献」を讃えている (Pleister, S. 313.)。メーザーを受け継ぎつつ、19世紀中葉にユダヤ人を含む寄留民に対する反感をあらわにしていたハクストハウゼン、人口農本論の源であるロツシャー、また世紀末にメーザー思想を源流とするプロイセンの内地植民政策を支持しつつ、ポーランド人農業労働者ととりわけ移動労働者を人種主義的に観察した初期のマックス・ヴェーバーは、いわば中間環をなしているのであろう。特に移動労働者によるドイツ人[定住]労働者の駆逐にかんするいわゆる「駆逐」理論は、註49に示したダレーの思考を先取りするものであるといえる(肥前、134, 163 65, 170, 201 02頁また、註31を見られたい)。なお関連して足立、を参照。



れとの異質性を指摘して、「要するに、メーザーはアドルフ・ヒトラーのような人物や国民社会主義のような時代とはかかわりを持ち得なかった」という<sup>48)</sup>。しかし、一方ではメーザーによる輪番衆の政策的維持の再生であるかのような、第三帝国の農相 R・W・ダレーの名と結びついた「世襲農場法」による「名誉」と「経営能力」ある「農民（パウアー）」の政策的維持、他方では註27に言及した、オスナブリュックにおける「物乞い、浮浪民、盗伐者の追放」の再現であるかのような、寄留民たるユダヤ人やロマ人の迫害という国民社会主義の実践に照らしても、同様の主張を貫くことが可能であろうか。

ダレーは「血と土」の人種理論に基づき、世界史の担い手を砂漠や草原に住む遊牧民＝放浪民（ヴァンダーフェルカー、ノマーデン）と森林に住む定住民（ジードラー）とに区分し、後者の発展の担い手として、中欧北部の広葉樹林帯に南下展開したドイツ人を始めとする北欧人種を位置づける。その社会的基盤＝「生命の根源」をなすのが定住農民である。ダレーはその大著をあげて定住農民の世界史的意義を強調し、放浪民をそれに対する原理的敵対者として批判している。例えばいわく「土地所有の始原的法諸形態はほとんどすべての市民法の源泉をなすものであるが、この土地所有について、放浪民は全く理解しないのである」と。ダレーはまた農民の郷土防衛能力を重視する。「防衛能力ある農民のみが自由である」と。メーザーの崇拜者であり、純ゲルマン的なヴェストファーレンのホーフ農民の文化史的意義を賛美した W・H・リールの所説は、ダレーの重要な想源の一つである。そしてホイアーリングや小商人＝行商（クレーマー、ハウジーラー）など寄留民はそうした定住者社会における非定住の放浪的＝遊牧的要素であり、非ドイツ的なのである。「行商は非定住であり、その本質から見て、疑いもなく放浪民に発している。」それは定住者である農民並びに同じく「郷土」を拠点として活動する商人（カウフマン）——ハンザ商人は典型的——がドイツ的であるのとは対照的である（放浪民にあって顕著なのは「種族愛」である）。ダレーは農民に対する深い共感とともに、とりわけ小商人に対する反感並びにその根拠をメーザーと共有している。また奉公人制度を農民経済の古来の労働制度として肯定する一方で、メーザーと同様に「子供を作ってゲマインデに負担をかけるプロレタリアを農民は許さない」とも言う<sup>49)</sup>。林は内地植民政策思想に関するメ

48) Moes, S. 25.

49) Darre, 特に Kap. VII: Das Bauerntum als Schlüssel zum Verständnis der Nordischen Rasse. (放浪民の法意識について S. 313. その種族愛について S. 26f.. 農民の防衛能力について S. 53, 328f.. 小商人について S. 302ff.. 奉公人制度およびプロレタリアについて S. 410f., S. 421.. 「ドイツの本質」について S. 292-294.. メーザー自身の小商人論は作品12として訳出されている。) またクロル, 第3章, 特に132-36頁。豊永, 第10-11章および肥前, 277-78頁を見られたい。小林昇はメーザーの国家株式論の検討のうえですでに、ドイツの破局にかかわる、「認識」と「方策」とを隔てる深淵にまで説き及んでいる（小林, 『著作集』, 257-73頁, 特に272-73頁）。小林が若い日にすでに到達していた地点の高さに驚嘆する。けだし、ダレーに受け継がれた「認識」におけるメーザー的なものをただだんに虚妄とすることによっては、第三帝国の悲劇に内在することはできないであろうからである。リールについては Hofman, S. 77f. および若尾を参照。若尾論文はリストとリー



ーザー批判者であったL・ブレンターノが同時にダレーの先駆者であるG・ハンゼンら人口農本論者への中心的な批判者でもあったことを伝えている。林によれば、彼ら(M・ゼーリングをふくむ)の「ドイツ農会派」はブレンターノやR・クチンスキーの「ミュンヘン経済学会派」に対立して内地植民政策を支持しつつ、ダレーへの途を準備したのである。クレーマーはハンゼンの主著の新版に寄せた序文のなかで、改めて内地植民政策の意義を強調している<sup>50)</sup>。ブレンターノは小林に先立っていちはやく、メーザー思想の問題性をこの側面(ダレーへの途)においても予感していたのではないか<sup>51)</sup>。

もちろんそうは言っても、メーザーとダレーとの間に安易な直線を引こうと言うのではない。関税同盟論に傾斜して、『農地制度論』の世界から離れた晩年のフリードリッヒ・リスト、たぶんメーザー的なポーランド人移動労働者排斥論から出発しつつ、それを人種論(スラヴ人論)との結びつきから解放し、歴史的個体としてのヨーロッパ論に高めていったマックス・ヴェーバーの軌跡は、それぞれに示唆的である<sup>52)</sup>。ここではただモエスや原田に典型的に見られるような弁護論的なメーザー解釈の一面性ないしは解釈過剰に対して疑義を提出することが課

ルとの関係を重視している。

ちなみにモエスを越えてシュタウフはさらに、メーザーがそのブルジョア論において「ドイツの特殊な道」批判論の先駆をなしたとまで評価している(Stauf, S. 272.)。そしてヴェルカーはその大著のなかで、2000点にも上るといふ膨大なメーザー研究文献のなかから、水準を現今において表現する最新の研究としてモエスとシュタウフのみをあげているが(Welker, S. 30-52)、こうした最近の研究動向はそれ自体が(充分に受容され継承されるべきはもちろんのこととして)、同時に批判的検討の対象でもなければならぬであろう。例えば、メーザーが人権や革命権をさえ承認したかのように主張するゲッチングやカンツ(Heinrich Kanz)に対するシュレーダーの批判は、近年の文献におけるメーザー解釈の弁護論的なバイアスを具体的に指摘した事例として重要であると思われる(J. Schröder, S. 23ff. und Anm. 69.)。

50) Einleitung von H. Kraemer, in: G. Hansen, S. XI-XII. ブレンターノみずからはゼーリングとの対立についてのみ書きとめている(ブレンターノ, 2007年, 209-212頁)。

51) ところが小林はこのゲオルク・ハンゼン(G. Hansen)をハックストハウゼンの書評者たる農政史家ゲオルク・ハンセン(G. Hanssen)と混同している(リスト, 1974年, 232頁, 註45。小林『著作集VI』194頁)。小林『著作集VI』271頁にも「ゲオルク・ハンゼンの農本人口論」とある。リスト, 1949年, 289頁にも「ゲオルク・ハンゼンからダレーへまで引継がれる」「ドイツ的農本論」の「一筋の赤い糸」について指摘されている。小林の系譜論の危うい一点である。この両名が当面の問題である農民思想において偶然にも共通性を持つ(それについてはBelow, S. 128 Anm. 2を見よ)がゆえの誤解であろう。しかしハンゼンは健全な人口源としての農民の創設維持という人口農本論の立場から、国外植民政策には反対し、内地植民政策を支持したのである(Hansen, S. 391-2。林, 56頁以下。ちなみに、ハンゼンはまた散居制をではなく村落制を支持している。S. 340)。もし小林が内地植民政策に対してしかるべき関心を寄せていたらそれは『農地制度論』研究の視点からは困難なことであろうがこのような誤解は起こらなかつたに違いない。小林の誤解は、メーザーとダレーとの中間に立つリストの位置の微妙さを、はからずも伝えているように思われる。

52) リストについては諸田の周到な問題提起を、ヴェーバーについては肥前, 18-9頁, 201-3頁, 佐野, 第7章, 折原浩, を参照。メーザーはダレーを越えて生き延びている(註6を見られたい)。

題なのであった。

メーザーに戻ろう。マイネッケはまさしく彼の国家株式論を引き合いに出しつつ、「重要なことは、メーザーがここで啓蒙主義一般の根本前提（＝普遍的人間）に意識的に背を向けている事実である」と正確に指摘している<sup>53)</sup>。逆にメーザーにおける啓蒙主義の継承を強調するシェルドンの研究は、研究史の新方向を打ち出した優れた作品とされるが、国家株式論に關説するところが少ない<sup>54)</sup>。こうして結局のところ、メーザーの国家株式論は彼の啓蒙思想が働く場として構築した歴史主義的な外枠であって、その枠組みのなかで彼はもっぱら株主である農民（＝市民）を啓蒙しようとしたのであった、と言えるのではなからうか。けだし、彼らのみが定住者であり、かかる者として「郷土愛」の担い手でありえたからである。啓蒙主義的な社会契約説と歴史主義的な国家株式説の合成である彼の「国家論」は、「2つの時代の過渡を結びつける環」であるとする見方は、同じ見方を言い換えたものであろう。やや違った観点からシュレーダーも「リベラルな要素と身分制国家的要素との独特の結びつきは恐らくメーザーにのみ見られるものであり、それが18世紀の国家理論家のなかでかけがえのない地位を彼に与えている」と結んでいる<sup>55)</sup>。

メーザーの国家株式論はフーフエ農民の世界史的意義に光を当てて、われわれに歴史的個体としてのヨーロッパの社会経済史的背景の深奥の理解に手がかりを与えてくれる。そして同時にその寄留民論はこんにちますます大量にヨーロッパへ流入する発展途上国からの移動労働者の問題に関連して、深刻なアクチュアリティを保ち続けているように思われる。さらに『経済学の国民的体系』のリスト、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』のヴェーバーの先駆者として位置づけるならば、ドイツ歴史派経済学の父メーザーがこんにちなお大きな思想的活力を保ち続けていることが知られるのである。

---

53) マイネッケ, 34頁。Welker, Bd. 2, S. 629-633のマイネッケ論のなかに、私はこの連関についての言及を発見できなかった。

54) Sheldon, p. 104ff. そこでは寄留民は論じられていない。同様にメーザーを啓蒙思想家として「読み直す」べきことを説くフィアハウス（Vierhaus, S. 20）も、寄留民論をどう読み直すべきかについては触れていない。

55) Hans Baron, S. 47.; Schröder, S. 53. 同様にメーザー的な「郷土愛」も、第二次世界大戦後、その「所有者クラブ」的な狭さを克服して普遍的＝啓蒙的な伝統に立ち返り、「憲法パトリオティズム」（J・ハーバース）に高められねばならなかったのではなからうか（ヴィローリ, 194頁以下, 296頁以下）。

## 引用文献一覧

## (1) 欧米語文献

- Ammon, Otto: Die Bedeutung des Bauernstandes für den Staat und die Gesellschaft. Sozialanthropologische Studie, 1906.
- Baron, Hans: Justus Möser's Individualitätsprinzip in seiner geistesgeschichtlichen Bedeutung. In: Historische Zeitschrift, Bd. 130, 1924.
- Below, Georg von: Probleme der Wirtschaftsgeschichte. Eine Einführung in das Studium der Wirtschaftsgeschichte, 2. Aufl., 1926.
- Brandi, Karl: Justus Möser und die Hanse. In: Hansische Geschichtsblätter, 64. Jg., 1940.
- Brandt, Reinhard: Kant und Möser. In: Möser-Forum1/1989, hrsg. von Winfried Woesler.
- Brünauer, Ulrike: Justus Möser, 1933.
- Clauer, Eduard von: Auch etwas über das Recht der Menschheit. ; Noch ein Beitrag über das Recht der Menschheit. In: Berlinische Monatsschrift, Bd. 16, 1790.
- Dade, Heinrich: Die Bedeutung des Bauernstandes im modernen Industriestaat. In: Mitteilungen der Ökonomischen Gesellschaft im Königreiche Sachsen, 1908 1909, 35. Fortsetzung der Jahrbücher für Volks- und Landwirtschaft.
- Darre, R. Walther: Das Bauerntum als Lebensquell der Nordischen Rasse, 1929.
- Epstein, Klaus: The Genesis of German Conservatism, 1966.
- Fiegert, Monika/Welker, Karl H. L.: Aufklärung auf dem Lande. Anspruch und Wirklichkeit im Fürstbistum Osnabrück. In: Möser-Forum2/1994.
- Göttsching, Paul: Zwischen Historismus und politischer Geschichtsschreibung. Zur Diskussion um Möser's Osnabrückische Geschichte. In: Osnabrücker Mitteilungen, Bd. 82, 1976.
- Göttsching, Paul: Geschichte und Gegenwart bei Justus Möser. Politische Geschichtsschreibung im Rahmen der Dekadenzvorstellung. In: Osnabrücker Mitteilungen, Bd. 83, 1977.
- Göttsching, Paul: "Bürgerliche Ehre" und "Recht der Menschheit" bei Justus Möser. Zur Problematik der Grund- und Freiheitsrechte im "aufgeklärten Ständetum". In: Osnabrücker Mitteilungen, Bd. 84, 1978.
- Göttsching, Paul: Justus Möser in der sozialen Bewegung seiner Zeit. In: Osnabrücker Mitteilungen, Bd. 85, 1979.
- Grywatsch, Jochen: "Der Ihrige gegebenst Justus Möser der Jüngere, Doctor der

- unexakten Wissenschaften". Möser-Rezeption bei Friedrich List. In: Möser-Forum2/1994, hrsg. von Winfried Woesler.
- Hansen, Georg : Die drei Bevölkerungsstufen. Ein Versuch, die Ursachen für das Blühen und Altern der Völker nachzuweisen. (1889) Neue Ausgabe mit einer Einleitung von Dr. H. Kraemer, 1915.
- Hatzig, Otto : Justus Möser als Staatsmann und Publizist, 1909.
- Hempel, Ernst: Justus Möser's Wirkung auf seine Zeitgenossen und auf die deutsche Geschichtsschreibung. In: Mitteilungen des Vereins für Geschichte und Landeskunde von Osnabrück, Bd. 54, 1933.
- Hölzle, Erwin: Justus Möser über Staat und Freiheit. In: Aus Politik und Geschichte. Gedächtnisschrift für Georg von Below, 1928.
- Hofman, Reinhold : Justus Möser, der Vater der deutschen Volkskunde. In: Mitteilungen des Vereins für Geschichte und Landeskunde von Osnabrück, Bd. 32, 1907.
- Huber, Ernst Rudolf: Lessing, Klopstock, Möser und die Wendung vom Aufgeklärten zum Historisch-individuellen Volksbegriff. In: Zeitschrift für die ges. Staatswissenschaft, Bd. 104, Heft 2/3, 1944.
- Kanz, H. (Hrsg.): Justus Möser als Alltagsphilosoph der deutschen Aufklärung, 1988.
- Knudsen, Jonathan B. : Justus Möser & the German Enlightenment, 1986.
- Link, Christoph : Justus Möser als Staatsdenker. In: Möser-Forum2/1994.
- Moes, Jean: Geschichte als Wissenschaft und als politische Waffe bei Möser. In: Möser-Forum1/1989.
- Möser, Justus: Sämtliche Werke. Historisch-kritische Ausgabe in 14 Bänden, 1948 1990.
- Muller, Jerry Z. : Justus Möser and the Conservative Critique of Early Modern Capitalism. In: Central European History, Vol. 23, Nr. 2/3, 1990.
- Ouvrier, Carl Wilhelm : Der ökonomische Gehalt der Schriften Justus von Möser's, 1928.
- Pleister, Werner: Justus Möser. In: Zeitschrift für Deutsche Bildung, 13 Jg., Heft 7/8, 1937.
- Renger, Reinhard : Justus Möser's amtlicher Wirkungskreis. Zu seiner Bedeutung für Möser's Schaffen. In: Osnabrücker Mitteilungen, Bd. 77, 1970.
- Riehl, Wilhelm Heinrich : Deutscher Volkscharakter,
- Roscher, Wilhelm : (System der Volkswirtschaft. Ein Hand-und Lesebuch für Geschäftsmänner und Studierende, Bd. 2) Nationalökonomik des Ackerbaues und der verwandten Urproduktionen. Ein Hand-und Lesebuch für Staats- und Landwirte. Vierzehnte vermehrte Auflage bearbeitet von Heinrich Dade, 1912.

- Rückert, Joachim: Justus Möser als Historiker. In: Möser-Forum2/1994.
- Runge, Joachim: Justus Möser's Gewerbetheorie und Gewerbepolitik im Fürstbistum Osnabrück in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts, 1966.
- Rupprecht, Ludwig: Justus Möser's soziale und volkswirtschaftliche Anschauungen in ihrem Verhältnis zur Theorie und Praxis seines Zeitalters, 1892.
- Schmelzeisen, Gustaf Klemens: Justus Möser's Aktientheorie als rechtsgedankliches Gefüge. In: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte (Germanist. Abt.), 97, 1980.
- Schmidt, J. M.: Art. Möser, Justus. In: Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl., Bd. VI, 1910.
- Schmidt, Peter: Studien über Justus Möser als Historiker, 1975.
- Schmoller, Gustav: Über innere Kolonisation mit Rücksicht auf die Erhaltung und Vermehrung des mittleren und kleineren ländlichen Grundbesitzes. In: Schriften des Vereins für Socialpolitik, Bd. 33, 1887.
- Schröder, Jan: Justus Möser als Jurist. Zur Staats- und Rechtslehre in den Patriotischen Phantasien und in der Osnabrückischen Geschichte, 1986.
- Scupin, Hans Ulrich: Justus Möser als Westfale und Staatsmann. In: Westfälische Zeitschrift, Bd. 107, 1957.
- Sellin, Volker: Justus Möser. In: Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.), Deutsche Historiker, Bd. IX, 1982.
- Sheldon, William: The intellectual Development of Justus Möser: The Growth of a German Patriot, 1970.
- Sohnrey, Heinrich: Der Zug vom Lande und die soziale Revolution, 1894.
- Stauf, Renate: Justus Möser's Konzept einer deutschen Nationalidentität, 1991.
- Vierhaus, Rudolf: Justus Möser und die Aufklärung. In: Möser-Forum2/1994.
- Wagner, Gisela: Justus Möser und das Osnabrücker Handwerk in der vorindustriellen Epoche. In: Osnabrücker Mitteilungen, Bd. 90, 1985.
- Welker, Karl H. L.: Rechtsgeschichte als Rechtspolitik. Justus Möser als Jurist und Staatsmann, 2. Bde., 1996.
- Zimmermann, Heinz: Staat, Recht und Wirtschaft bei Justus Möser. Eine einführende Darstellung, 1933.

## (2) 日本語文献

足立芳宏 『近代ドイツの農村社会と農業労働者 <土着> と <他所者> のあいだ』 京都大学

学術出版会, 1997年

- バイザー, フレデリック・C・『啓蒙・革命・ロマン主義 近代ドイツ政治思想の起源 1790  
1800』杉田孝夫訳, 法政大学出版局, 2010年
- ブレンターノ, ルヨ『プロシヤ最近の農業改革の父ユストゥス・メーザー』(ブレンターノ  
『プロシヤの農民土地相続制度』我妻榮・四宮和夫共訳, 有斐閣, 1956年, 所収)
- ブレンターノ, ルヨ『わが生涯とドイツの社会改革1844-1931』石坂昭雄/加来祥男/太田和  
宏訳, ミネルヴァ書房, 2007年
- 出口勇蔵『ユストゥス・メエゼル(上)(下)』『京都大学経済論叢』第61巻第4号, 1947年, 第  
62巻第1・2号, 1948年
- ディキンソン, H・T・『自由と所有 英国の自由な国制はいかにして創出されたか』田中  
秀夫監訳, ナカニシヤ出版, 2006年
- ディルタイ, ヴィルヘルム『ディルタイ全集第8巻 近代ドイツ精神史研究』久野昭・水野  
建雄編, 法政大学出版局, 2010年
- ドプシュ, アルフォンス『ヨーロッパ文化発展の経済的社会的基礎』野崎直治他訳, 創文社,  
1981年
- 藤田幸一郎『手工業の名誉と遍歴職人 近代ドイツの職人世界』未来社, 1994年
- 福田歎一『ルソー』講談社, 1986年
- ゲーテ, ヨーハン・ヴォルフガング・フォン『詩と真実 わが生涯より』第3部・第4部,  
河原忠彦・山崎章甫訳, 潮出版社, 1980年
- 林恵海『独逸人口農本論』栗田書店, 1942年
- 原田哲史『メーザーの社会思想の諸相』(メーザー, 2009年, 所収)
- 原田哲史『ユストゥス・メーザーにおける啓蒙と啓蒙批判』(佐々木武・田中秀夫編著『啓蒙  
と社会 - 文明観の変容 -』京都大学学術出版会, 2011年, 所収)
- 平井進『近代ドイツの農村社会と下層民』日本経済評論社, 2007年
- 平田清明『市民社会思想の古典と現代 ルソー, ケネー, マルクスと現代市民社会』有斐閣,  
1996年
- 肥前榮一『比較史のなかのドイツ農村社会 「ドイツとロシア」再考』未来社, 2008年
- 肥前榮一『ゲーテが敬愛した文人政治家メーザー』『聖教新聞』2010年, 1月10日
- 小林昇『フリードリヒ・リスト論考』未来社, 1966年
- 小林昇『小林昇経済学史著作集 VI F・リスト研究(1)』未来社, 1978年
- 小林昇『小林昇経済学史著作集 VII F・リスト研究(2)』未来社, 1978年
- 小林昇『小林昇経済学史著作集 VIII F・リスト研究(3)』未来社, 1979年
- コッカ, ユルゲン『歴史と啓蒙』肥前榮一・杉原達訳, 未来社, 1994年
- クロー, フランク=ロタール『ナチズムの歴史思想』小野清美・原田一美訳, 柏書房, 2006年



- リスト, フリードリッヒ『農地制度・零細経営および国外移住』小林昇訳, 世界古典文庫, 日本評論社, 1949年
- リスト, フリードリッヒ『農地制度論』小林昇訳, 岩波文庫, 1974年
- ロック, ジョン『統治二論』加藤節訳, 岩波書店, 2007年
- マクファーソン, C・B・『所有的個人主義の政治理論』藤野渉・将積茂・瀬沼長一郎訳, 合同出版, 1980年
- マルクス, カール「第六回ライン州議会の議事 木材窃盗取締法にかんする討論」(『マルクス=エンゲルス全集第1巻』大月書店, 1959年, 所収)
- マイネッケ, フリードリヒ「メーザー」(マイネッケ『歴史主義の成立(上)(下)』菊盛英夫・麻生建訳, 筑摩書房, 1968年, 所収)
- メーザー, ユストゥス『郷土愛の夢』肥前榮一・山崎彰・原田哲史・柴田英樹訳, 京都大学出版会, 2009年
- 諸田實『晩年のフリードリッヒ・リスト ドイツ関税同盟の進路』有斐閣, 2007年
- 生越利昭「勤勞の育成 ロックからハチスンまで」(田中秀夫編著『啓蒙のエピステーメと経済学の生誕』京都大学学術出版会, 2008年, 所収)
- 折原浩『マックス・ヴェーバーとアジア 比較歴史社会学序説』平凡社, 2010年
- ロツシャー, ヴィルヘルム「経済学者としてのユストゥス・メーザー 18世紀の諸理念に対する歴史的・保守的反作用」(メーザー, 2009年, 所収)
- ルソー, ジャン・ジャック『社会契約論』桑原武夫・前川貞次郎訳, 岩波文庫, 1954年
- ルソー, ジャン・ジャック『人間不平等起源論』本田喜代治・平岡昇訳, 岩波文庫, 1972年
- 坂井榮八郎『ユストゥス・メーザーの世界』刀水書房, 2004年
- 坂井榮八郎「書評:ユストゥス・メーザー著『郷土愛の夢』」『社会経済史学』第75巻, 第6号, 2010年
- ザリーン, E・『経済学史の基礎理論』高島善哉訳, 三省堂, 1943年
- 佐野誠『ヴェーバーとナチズムの間 近代ドイツの法・国家・宗教』名古屋大学出版会, 1999年
- シュレーダー, ヤン「ユストゥス・メーザー」(ミヒャエル・シュトライス編『17・18世紀の国家思想家たち 帝国公(国)法論・政治学・自然法論』佐々木有司・柳原正治訳, 木鐸社, 1995年, 所収)
- シュンペーター, J・A・『経済分析の歴史(上)』東畑精一・福岡正夫訳, 岩波書店, 2005年
- 柴田英樹「オランダ渡りとはメーザー」(メーザー, 2009年, 所収)
- スティーヴン, L・『18世紀イギリス思想史(下巻)』中野好之訳, 筑摩書房, 1970年
- 竹本洋「小林昇の戦争体験と戦後非啓蒙のひとつの基点」『経済学論究』関西学院大学, 第62巻, 第2号, 2008年

- 田中秀夫「啓蒙の遺産 解法としての経済学」(同編著『啓蒙のエピステーメーと経済学の生誕』京都大学学術出版会, 2008年, 所収)
- 田中真晴「リスト」(『経済学史学会年報』第18号, 1980年)
- トニー, R・H・『宗教と資本主義の興隆 歴史的研究 (下巻)』出口勇蔵・越智武臣訳, 岩波文庫, 1959年
- 戸叶勝也『ドイツ啓蒙主義の巨人 フリードリヒ・ニコライ』朝文社, 2001年
- 豊永泰子『ドイツ農村におけるナチズムへの道』ミネルヴァ書房, 1994年
- ヴィローリ, マウリツィオ『パトリオティズムとナショナリズム』佐藤瑠威・佐藤真喜子訳, 日本経済評論社, 2007年
- 若尾祐司「フォルクの核心・社会の支柱としての農民 社会政策・社会統合論としての W・H・リールの農民文化論」『ドイツ社会国家の成立・変遷とそれをめぐる論争および学説』平成15-18年度科学研究費補助金基盤研究 (B) 15330038, 2007年
- ヴェーバー, マックス『ロツシャーとクニース (一)』松井秀親訳, 未来社, 1955年
- 山崎彰「『郷土愛の夢』における農民政策論 北西ドイツ型農村社会の危機との関連で」(メーザー, 2009年, 所収)

(小稿はメーザー『郷土愛の夢』京都大学学術出版会, 2009年に収めた解説論文に加筆訂正を施したものである。2011年2月20日, 肥前榮一)